

総務委員会資料

「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定の締結について」

資料

- ・ 協定締結までの経緯…資料 1
- ・ 協定書……………資料 2
- ・ 手続き用様式類……………資料 3、4
- ・ 実施要領……………資料 5
- ・ 記録簿……………資料 6
- ・ 連携制度の概要……………資料 7
- ・ 運用上の手続き……………資料 8
- ・ 運用に関わる Q & A ……資料 9
- ・ 保護者向け周知文……………資料 10

平成 27 年 11 月 6 日

教育委員会

川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定締結に至る経緯

本市におきましては、60年にも及ぶ学校警察連絡協議会をはじめとした各学校と警察署とが連携した取組により、児童生徒の健全育成に努めてきた歴史があります。一方で近年、児童生徒指導上の課題は年々多様化し、学校と家庭との連携や、これまでの学校と警察との連携の在り方だけでは、解決が困難な事例が増加してきました。

しかしながら、本市個人情報保護条例により、「本人以外からの個人情報収集」、「保有個人情報の外部提供」に制限があることから、学校が児童生徒の個人情報を警察から収集、又は警察へ提供することは、原則としてできませんでした。

他の自治体が協定を結ぶ中で、県警本部と研究協議を重ねてまいりました。そのような状況において、本年2月には中学生死亡事件が発生し、連携の強化の重要性を認識したところです。平成27年4月の教育委員会会議において「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定書（案）」が承認され、9月の川崎市情報公開運営審議会において本協定を認める答申が示され、10月に協定を締結するに至りました。

川崎市教育委員会と神奈川県警察本部は、児童生徒の安全な生活と健全な成長のための相互連携（以下「連携」といいます。）について、次のとおり協定を締結します。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童生徒の指導を行う上で、真に連携が必要な場合に、相互に情報提供するものとします。

（目的）

第1条 この協定は、川崎市教育委員会と神奈川県警察本部が、相互に児童生徒の個人情報を提供し、連携して児童生徒指導に活用することにより、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とします。

（連携機関）

第2条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」といいます。）は、次に掲げるものとします。

(1) 川崎市教育委員会及び川崎市教育委員会が所管する川崎市立学校（以下「教育委員会」といいます。）

(2) 神奈川県警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」といいます。）

（連携の内容）

第3条 連携機関は、相互に児童生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に努めます。

（情報提供する事案）

第4条 この協定により連携機関が相互に提供する情報は、次の事案に係るものとします。

(1) 警察から教育委員会に提供する事案

ア 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案

イ 児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案

ウ 児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案

エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

(2) 教育委員会から警察へ提供する事案

ア 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案

イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案

ウ 児童虐待に関する事案

エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

（相互に情報提供する内容）

第5条 教育委員会と警察が相互に提供する情報は、次の内容とします。

(1) 警察から教育委員会へ提供する内容

ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容

イ 当該事案の概要に関する内容

ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（本人及び保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）への連絡）に関する内容

(2) 教育委員会から警察へ提供する内容

ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容

イ 当該事案の概要に関する内容、現在までの学校の対応

ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（本人及び保護者への連絡）に関する内容

(連携の従事者及び方法)

第6条 連携のための相互の情報提供は、教育委員会もしくは学校長、又は学校長が指定する者及び警察署長又は警察署長が指定する者が書面をもって行います。ただし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が緊急に生じるおそれがあるときには情報提供した後、書面をもって行います。

(秘密の保持)

第7条 連携機関は、相互に情報提供した内容について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 秘密の保持を徹底します。
- (2) 相互に情報提供した書面の保存期間は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎたものは確実に廃棄します。
- (3) 相互に情報提供した内容は、この協定の目的以外に利用したり、連携機関以外の者に提供したりしません。

(連携機関の責務)

第8条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めます。

- (1) 相互に提供する情報については、正確を期します。
- (2) 児童生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講じます。
- (3) 警察は、提供された情報を犯罪捜査に利用しません。
- (4) 教育委員会は、提供された情報を児童生徒の健全育成の目的以外に利用しません。
- (5) 教育委員会は、情報提供するに当たっては、保護者と連携して児童生徒の指導を積み重ねた上で行います。

(検証)

第9条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとします。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができます。

(施行)

第11条 この協定は、平成27年11月1日から施行します。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、川崎市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有します。

平成27年10月16日

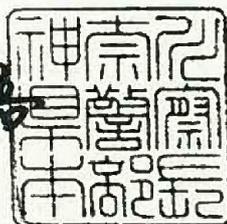
川崎市教育委員会

教育長 渡邊直美



神奈川県警察

本部長 島根 博



別記様式（7 関係）

児童・生徒の健全育成を推進する連絡票

発信年月日時	平成 年 月 日 () 時 分			
発 信 者	氏 名			学校・警察署
	電 話			
受 信 者	氏 名			学校・警察署
	電 話			
児 童 ・ 生 徒	氏 名			
	生 年 月 日	(歳)		
	住 所			
	学 年		組	
事 案 の 概 要				
学 校 が 行 っ た 指 導				
関 係 当 事 者 へ の 連 絡 状 況	下記のとおり、学校に連絡する旨を伝えた。			
		通知月日時分	通知方法	通知先
	本 人	月 日 時 分	口頭 電話 その他 ()	
	保 護 者	月 日 時 分	口頭 電話 その他 ()	実父 実母 その他 ()
備 考				

※ 「関係当事者への連絡状況」の通知方法及び通知先欄は、該当する項目を○印で囲むこと。その他、参考となる事項は備考欄に記入すること。（未通知の理由等）

教育委員会用

〔様式 1〕

〇〇警察署長 様

児童生徒の行動に関する相談票

相談日 年 月 日

担 当	川崎市教育委員会 区・教育担当				
学校名		校長名			
ふりがな			学年 ・組	年 組	
児童生徒氏名					
住 所					
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男・女
事案の概要					
現在までの 学校の対応 (経緯・指導)					
関係当事者への 連絡状況		通知月日時分	通知方法	通知者 職・氏名	
	本人	月 日 時 分	口頭 電話 その他 ()		
	保護者	月 日 時 分	口頭 電話 その他 ()		

学校用

〔様式2〕

〇〇警察署長 様

児童生徒の行動に関する相談票

相談日 年 月 日

担 当						
学校名			校長名			
ふりがな				学年 ・組	年 組	
児童生徒氏名						
住 所						
生年月日	年	月	日	年齢	歳	性別 男・女
事案の概要						
現在までの 学校の対応 (経緯・指導)						
関係当事者への 連絡状況		通知月日時分		通知方法		通知者 職・氏名
	本人	月	日	時	分	口頭 電話 その他 ()
	保護者	月	日	時	分	口頭 電話 その他 ()

川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定書(以下「協定書」という。)に基づいて、川崎市教育委員会における児童生徒の健全な育成及び非行防止並びに犯罪被害防止のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとします。

(基本的な考え方)

第2条 川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と神奈川県警察(以下「警察」という。)との相互連携は、教育的配慮の下に運用され、教育委員会及び教育委員会が所管する川崎市立学校(以下「学校」という。)から警察への情報提供については、児童生徒に対し、保護者(法定代理人を含む。以下同じ。)と連携して数回に渡り支援・指導を積み重ねても、なお非行及び犯罪被害の防止の効果が期待できない際に実施するものとします。また、児童生徒と連絡を取ることが困難であり、身近に危険が及ぶことが想定される状況で、かつ保護者との連携も難しい場合に、情報提供をするものとします。

2 警察から提供された情報は、保護者や警察との連携の下、児童生徒の安全な生活と健全な成長のための支援・指導を行うことのみで使用し、児童生徒に対して不利益な取り扱いをしないものとします。

(連携の従事者並びに情報管理者)

第3条 連携の従事者は、教育委員会においては、学校教育部各区・教育担当課長(以下「区・担当課長」という。)又は区・担当課長があらかじめ指定する者(以下「区・担当課長等」という。)とし、学校においては、校長又は校長があらかじめ指定する者(以下「校長等」という。)とします。

2 「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」(以下「連絡票」という。)及び「児童生徒の行動に関する相談票(様式1又は様式2)」(以下「相談票(様式1又は様式2)」という。)の作成、提供、保管及び廃棄、その他の情報管理並びに情報管理の指導及び監督については、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第13条第1項に規定する保有個人情報管理責任者である区・担当課長及び校長が行うものとします。

(連絡票の受領及び保存期間)

第4条 警察からの情報提供を受ける場合は、区・担当課長等又は校長等は、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者(以下「警察署長等」という。)が作成した連絡票を手渡しにより受け取り、区・担当課長等又は校長等は記録簿(様式1)に、必要事項を記入するものとします。

2 記録簿(様式1)の記入は、手書きで行うものとします。

3 児童生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ない場合に口頭、電話等で情報提供を受けることができます。電話で情報を受ける場合は、教育委

員会、学校及び警察（以下「連携機関」という。）の間で、あらかじめ明らかにした固定電話の電話番号を使用するものとします。

4 口頭又は電話により情報提供を受けた内容は、連絡票に必要事項を手書きで記録するとともに、記録簿（様式1）に必要事項を記入します。あらためて警察署長等が作成した連絡票を受領した際、内容確認後、口頭又は電話により情報提供を受けた内容を記録した連絡票は、裁断、溶解等の方法により速やかに廃棄するものとします。

5 連絡票及びその写しは、連絡票作成日の属する年度の翌年度末日まで施錠ができる場所で厳重に保存し、また、記録簿（様式1）は、連絡票作成日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、保存期間を経過した連絡票ならびに記録簿（様式1）は、裁断、溶解等の方法により速やかに廃棄するものとします。

（教育委員会と学校の相互連携のための連絡票の情報共有）

第5条 区・担当課長等及び校長等は、警察署長等から情報提供を受けた場合は、速やかに連絡票の写しをもって相互に報告するものとします。受け渡しは、手渡しとし、区・担当課長等及び校長等は、記録簿（様式1）に必要事項を記入するものとします。

（本人・保護者への連絡票受領の通知）

第6条 区・担当課長等又は校長等が、警察署長等から情報提供を受けた場合は、区・担当課長等又は校長等は提供を受けた情報の内容を、原則として当該児童生徒本人及び保護者に口頭で通知するものとします。ただし、通知することにより児童虐待やいじめ被害など児童生徒の生命・身体又は財産の安全が脅かされることが予想される場合や、児童生徒と連絡を取ることが困難であり、身近に危険が及ぶことが想定される状況で保護者との連携も難しい場合には、この限りではありません。

（情報提供）

第7条 協定書第4条第2号に規定する事案は別表のとおりとし、別表の事案において区・担当課長又は校長が必要と判断した場合は、警察署長等へ情報を提供することができるものとします。なお必要に応じて、区・担当課長等及び校長等は相互に協議を行うものとします。

（相談票（様式1又は様式2）の作成及び保存期間）

第8条 警察署長等へ情報提供する場合は、区・担当課長等又は校長等は、相談票（様式1又は様式2）を作成するものとします。作成した相談票（様式1又は様式2）は、手渡しで提供し、区・担当課長等又は校長等は、記録簿（様式1）に必要事項を記入するものとします。

2 相談票（様式1又は様式2）及び記録簿（様式1）の作成は、手書きで行うものとします。

3 児童生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ない場合には口頭又は電話等で情報を提供することができます。電話で情報を提供する場合は、連携機関の間であらかじめ明らかにした固定電話の電話番号を使用するものとします。

4 口頭又は電話により連絡した内容は、情報提供した内容に基づいて速やかに相談票（様式1又は様式2）を作成し、警察署長等へ提供するものとします。

5 相談票(様式1又は様式2)及びその写しは、相談票(様式1又は様式2)作成日の属する年度の翌年度末日まで施錠ができる場所で厳重に保存し、また、記録簿(様式1)は、相談票(様式1又は様式2)作成日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、保存期間を経過した相談票(様式1又は様式2)ならびに記録簿(様式1)は、裁断、溶解等の方法により速やかに廃棄するものとします。

(教育委員会と学校の相互連携のための相談票(様式1又は様式2)の情報共有)

第9条 区・担当課長等及び校長等は、警察署長等に情報提供した場合は、速やかに相談票(様式1又は様式2)の写しをもって相互に報告するものとします。受け渡しは、手渡しとし、区・担当課長等及び校長等は、記録簿(様式1)に必要な事項を記入するものとします。

(本人・保護者への相談票(様式1又は様式2)提出の通知)

第10条 区・担当課長等又は校長等が、警察署長等へ情報を提供する場合は、区・担当課長等又は校長等は、提供する情報の内容を、原則として当該児童生徒本人及び保護者に口頭で通知するものとします。ただし、通知することにより児童虐待やいじめ被害など児童生徒の生命・身体又は財産の安全が脅かされることが予想される場合や、児童生徒と連絡を取ることが困難であり、身近に危険が及ぶことが想定される状況で保護者との連携も難しい場合には、この限りではありません。

(個人情報保護)

第11条 教育委員会は、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)を遵守し、児童生徒の個人情報の収集、保有及び利用について、適正な取り扱いを確保するものとします。

(教育委員会の責務)

第12条 教育委員会は、児童生徒の個人情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるものとします。また、校長に対して、必要な指導及び助言を行うものとし、毎年この要領の運用が適切に行われているか検証を重ね、必要に応じて適切な措置を講ずるものとします。

(校長の責務)

第13条 校長は、教職員並びに児童生徒及び保護者に、この要領の趣旨を周知し、理解及び協力が得られるよう努めるものとします。

2 校長は、児童生徒の支援・指導が適切になされるために、提供を受けた情報を共有する教職員について、必要十分な最小限の範囲に限定し、適切な管理をするものとします。

(実施細目)

第14条 この要領の実施にあたり必要な事項は、教育長が別に定めるものとします。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

別表 情報提供する事案としての例

情報提供する事案	情報提供する事案の具体的な例
(1) 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案	<p>○児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒、喫煙、窃盗、暴力行為など、違法行為が常態化し、刑法犯罪の回避が見いだせない状況にある場合。 ・ 家出行為が繰り返されたり、異年齢の集団等との関わりが深くなった結果、学校へ登校できない状態が続いている場合。 ・ 学校内外において著しく風紀を乱す行為（教育課程に関する妨害行為、学校安全に関する妨害行為など）が続いている場合。 ・ 地域で個人や集団が地域環境を乱す迷惑行為を続けている場合。
(2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案	<p>○児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の児童生徒に対して、悪口、嫌がらせ、暴力行為、金品要求などのいじめ行為を続けている場合。 ・ 特定の児童生徒が悪口、嫌がらせ、暴力行為、金品要求などのいじめ行為を受けており、その行為が依然として続いている場合。 ・ 特定の児童生徒に対し、本人の意思に反する行為を強要したり、また、本人の尊厳を著しく傷つける行為を続けている場合。 ・ 特定の児童生徒が本人の意思に反する行為を強要されたり、また、本人の尊厳が著しく傷つけられる行為を受けており、依然としてその行為が続いている場合。 ・ 無料通話アプリやインターネット上のSNS等や掲示板などを通して、その書き込みの内容から、主として加害者として犯罪に加担するおそれがある場合。
(3) 児童虐待に関する事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が児童虐待を受けている可能性があり、本人、保護者と連絡が取れなかったり、学校へ登校できない状況が続き、速やかな対応が必要な場合。
(4) 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が家出や深夜徘徊を頻繁に行っており、成人等の異年齢集団との関わりから、刑法犯罪の被害に遭うおそれが生じ、児童生徒の保護や安全確保が必要な状況におかれた場合。 ・ 無料通話アプリやインターネット上のSNS等や掲示板などを通して、福祉犯罪の被害に遭うおそれがある場合。 ・ 無料通話アプリやインターネット上のSNS等や掲示板などを通して、その書き込みの内容から、犯罪に巻き込まれるおそれがある場合。
(5) 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けているが、無料通話アプリ、インターネット上のSNS等や掲示板で、個人や集団が特定の児童生徒の誹謗中傷の書き込みや映像や画像を広める行為を続けている場合。 ・ 特定の児童生徒が無料通話アプリ、インターネット上のSNS等や掲示板で、誹謗中傷の書き込みや映像や画像が広められる行為を受けており、その行為を行っている児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けているが、解決にいたらない場合。

(様式1)5年保存

記録簿(年度)

(/)

所 属	
保有個人情報管理責任者 職・氏名	

NO	帳票名 該当するものに○	発信			受信			情報共有			廃棄
		日	時	所 属 名 職 ・ 氏 名	日	時	所 属 名 職 ・ 氏 名	日	時	所 属 名 職 ・ 氏 名	廃棄 確認欄
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										
	連絡票・相談票										

川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定に関する概要

1. 目的（協定書 第1条より）

この協定は、川崎市教育委員会と神奈川県警察本部が、相互に児童生徒の個人情報を提供し、連携して児童生徒指導に活用することにより、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とします。

2. 基本的な考え方（実施要領 第2条より）

川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察（以下「警察」という。）との相互連携は、教育的配慮の下に運用され、教育委員会及び教育委員会が所管する川崎市立学校（以下「学校」という。）から警察への情報提供については、児童生徒に対し、保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）と連携して数回に渡り支援・指導を積み重ねても、なお非行及び犯罪被害の防止の効果が期待できない際に実施するものとします。また、児童生徒と連絡を取ることが困難であり、身に危険が及ぶことが想定される状況で、かつ保護者との連携も難しい場合に、情報提供をするものとします。

3. 情報提供できる事案及び内容

発信及び受信した情報は、記録簿（保存期間5年）に手書きで記入します。

(1) 教育委員会（学校）から警察へ・・・相談票（保存期間1年 翌年度末廃棄）で行います。

① 事案

- ア 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案
- イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案
- ウ 児童虐待に関する事案
- エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

② 内容

- ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容
- イ 当該事案の概要に関する内容、現在までの学校の対応
- ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

(2) 警察から教育委員会（学校）へ・・・連絡票（保存期間1年 翌年度末廃棄）で行われます。

① 事案

- ア 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案
- イ 児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
- ウ 児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案
- エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

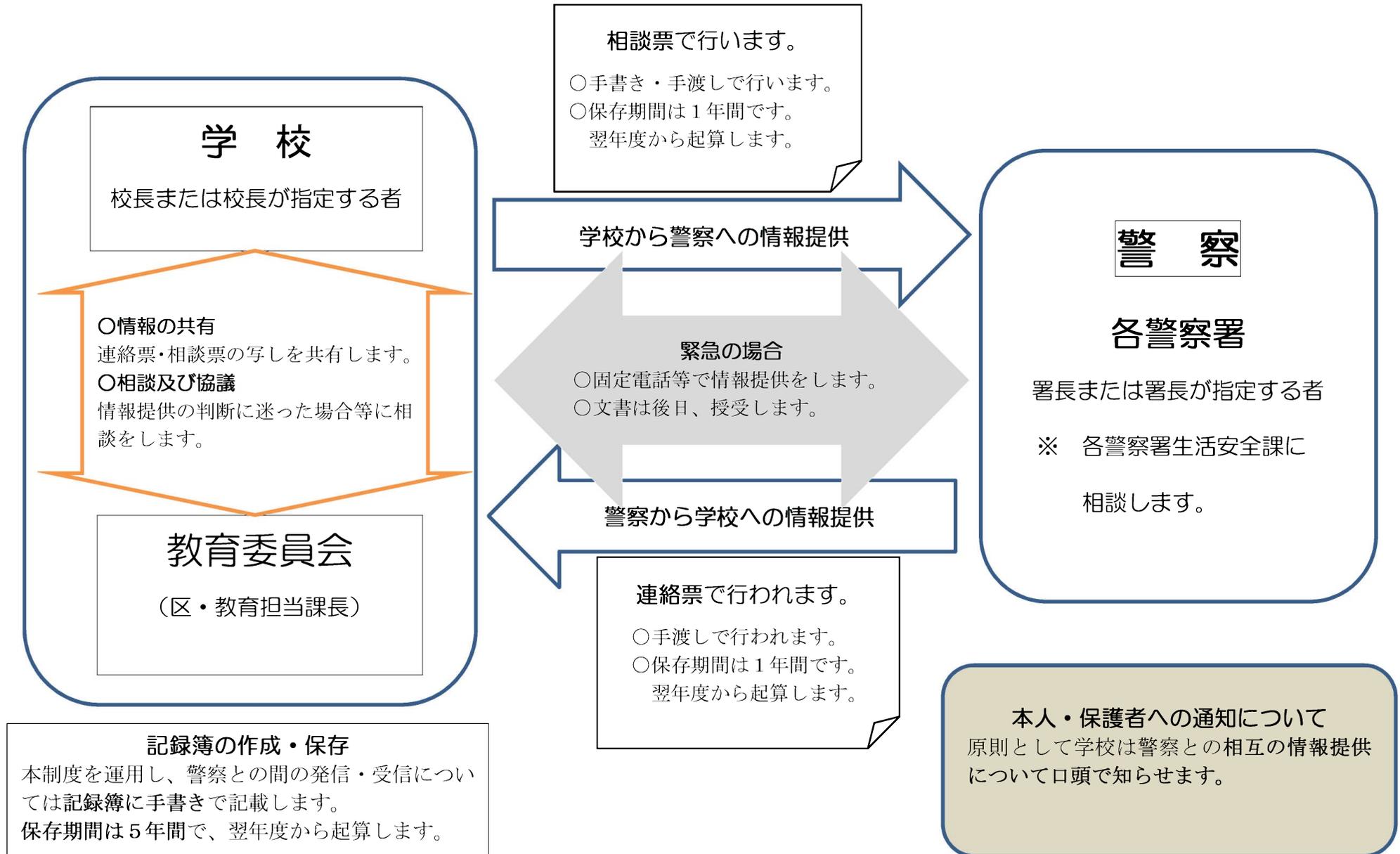
② 内容

- ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容
- イ 当該事案の概要に関する内容
- ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）への連絡）に関する内容

4. 情報提供する事案としての例

情報提供する事案	情報提供する事案の具体的な例
(1) 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案	<p>○児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、</p> <p>【非行や犯罪行為が絶えない】 ・飲酒、喫煙、窃盗、暴力行為など。</p> <p>【犯罪に加担したり、犯罪被害に遭う可能性がある】 ・家出、異年齢の集団等との関わり、登校できない状況 など。</p> <p>【校内での反社会行為が続いている】 ・授業の妨害、人や施設に対しての危険な行為 など。</p> <p>【地域での反社会行為が続いている】 ・蟻集したり、騒ぎを起こしたり、ごみを散乱したり など</p>
(2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案	<p>○児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、</p> <p>【犯罪行為と同等のいじめ行為を行っている】 ・いじめで悪質なもの 暴力を振るったり、金品要求している など。</p> <p>【犯罪行為と同等のいじめ行為を受けている】 ・いじめで悪質なもの 暴力行為を受けたり、金品要求されている など。</p> <p>【いじめ行為している】 ・嫌がること強要している、傷つく発言をしている など。</p> <p>【いじめ行為を受けている】 ・嫌がることを強要されたり、傷つく発言を受けている など。</p> <p>【ネットが絡んだいじめ行為を行っている】 ・携帯、スマホ、PCで誹謗中傷などを書き込んでいる。</p>
(3) 児童虐待に関する事案	<p>【児童虐待を受けている】 ・児童生徒が児童虐待を受けており、緊急対応が必要な場合。</p>
(4) 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案	<p>【犯罪被害に遭うおそれがある】 ・家出や深夜徘徊、成人等の異年齢集団との関わりから、犯罪被害に遭う可能性があり、危険な状態にある など。</p> <p>【ネットから福祉犯罪の被害に遭うおそれ】 ・携帯、スマホ、PCを介して児童買春など性的な被害に遭うおそれがある など。</p> <p>【ネットから犯罪に巻き込まれるおそれ】 ・携帯、スマホ、PCを介して犯罪被害に遭うおそれがある など。</p>
(5) 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案	<p>○児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、</p> <p>【ネットが絡んだトラブルを起こしている】 ・携帯、スマホ、PCを介して誹謗中傷の書き込みをしたり、映像や画像を広めている など。</p> <p>【ネットが絡んだトラブルの被害を受けている】 ・携帯、スマホ、PCを介して誹謗中傷の書き込みをされたり、映像や画像を広められている など。</p>

届け出（被害届、捜索願 等）が出された事案については、この制度は利用せず、捜査関係事項照会書等などによる捜査協力となります。



相互連携に係る協定の運用にかかわるQ & A

【情報相互提供について】

Q 1 学校からはどのような事案を情報提供するのですか。

- A
- 児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、触法行為、犯罪行為の回避が見いだせない状況にあたり、家出や異年齢の集団等との関わりで学校へ登校できなかつたり、学校で学習活動への妨害や危険な行為を繰り返したり、地域で迷惑行為を続けている場合
 - 児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けているにも関わらず、いじめ行為を続けていたり、また、いじめ(ネットいじめを含む)を受けている状態が続いている場合
 - 児童生徒が児童虐待を受けている可能性がある場合
 - 児童生徒が家出や深夜徘徊をきっかけに犯罪被害に遭ったり、危険な状況におかれることが予想される場合やネットが絡んで、福祉犯罪の被害や犯罪に巻き込まれる場合
- ※ 福祉犯罪とは、児童買春その他、児童の福祉を害する犯罪を意味します。
- 児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、ネットが絡んだトラブルが続いている場合

などが考えられます。

Q 2 警察からはどのような事案が情報提供されるのですか。

- A
- 警察からは、「児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案」、「児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案」、「児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案」、「児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案」、「児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案」の情報提供がされます。

※ 身柄通告とは、警察が児童生徒の一時保護を想定し、本人の身柄とともに児童相談所に通告することです。

Q 3 学校から警察への情報提供はすべてこの制度で行うのですか。

- A
- すべてではありません、校内外での暴力行為や破壊行為などのあきらかな犯罪行為に対して、被害者から届け出が提出された場合は警察での捜査になりますので、法律に基づいて捜査協力することになります。

Q 4 学校から警察へ情報提供する場合、区・教育担当と協議したほうがよいのでしょうか。

- A
- 学校長の判断を尊重させていただきますが、提出される前に区・教育担当にご相談いただき、協議していただけたらと考えています。

Q 5 川崎市以外で起こった事案の場合、神奈川県内の川崎市以外の警察署から学校に情報提供される場合はあるのでしょうか。

A 神奈川県警察との連携制度なので、神奈川県内の川崎市以外の警察署からで情報提供される場合もあります。

Q 6 川崎市以外の警察署に情報提供することはあるのでしょうか。

A 神奈川県内警察署であれば、事案によっては、川崎市以外の警察に情報提供をする場合もあります。

Q 7 学校から警察へ情報提供をする判断に迷っている場合はどうしたらよいですか。

A 事前に区・教育担当にご相談いただき、協議していただけたらと考えています。

Q 8 区・教育担当から警察へ情報提供する事案は、どのような事案ですか。

A 複数の学校にまたがる事案を想定しています。その場合は、区・教育担当が複数の学校と協議して、学校の判断をまとめていきたいと考えています。

【相談票及び連絡票について】

Q 9 警察から区・教育担当へ「連絡票」が提出される場合はありますか。

A 警察からの「連絡票」は、学校へ提出されることになっています。よって、区・教育担当に提出されることは原則としてありません。「連絡票」が警察から学校へ提出され場合は、その写しを区・教育担当へ情報共有のためにご提出ください。

Q11 なぜ「相談票」は手書きなのですか。パソコン等で作成してはいけないのですか。

A 情報管理の観点からパソコンでの作成でなく手書きの作成をお願いします。

Q12 なぜ「相談票」は手渡しで、郵送やFAXでの提出はいけないのですか。

A 誤配等による情報流出を防止するために手渡しをお願いします。

Q13 情報提供する児童生徒が複数いる場合、まとめて「相談票」に記載してもよいのですか。

A 「相談票」は一人の児童生徒につき1部作成します。個々の「相談票」を作成するようにお願いいたします。

Q14 「相談票」は、同一人物でもその都度作成しなければいけないのですか。

A 同じ内容の事案については、新しい「相談票」の作成を要しませんが、別の事案の場合、改めて作成していただくことになります。

Q15 「相談票」の提出は必ず校長が行わなければならないのですか。

A 教頭、児童支援コーディネーター、生徒指導担当等の校長が指定した者が警察に提出することができます。

Q16 「相談票」は開示請求の対象になりますか。

A 公文書として扱われ、条例に基づいた開示の対象の文書になります。

【児童生徒本人や保護者への通知等について】

Q17 学校から警察へ情報提供した場合、本人、保護者と学校との信頼関係が損なわれてしまうのではないかと心配なのですが。

A 継続的に指導しているにもかかわらず改善が見られない状況からは、児童生徒の安全な生活を害するおそれや近い将来の危機的な場面が想定されます。児童生徒の健全育成、犯罪被害防止のためにという趣旨を根気強く説明していただくとともに、警察に任せにするのではなく学校と警察が連携して支援や指導にあたることを説明し、実際に学校が関わり続けていくことで、信頼関係をより深めていただきたいと思います。

Q18 学校から警察へ情報提供する場合、本人や保護者の同意は必要ですか。

A この制度の目的から外れていなければ、必ずしも本人や保護者の同意は必要ありません。同意がない場合にも、情報提供内容を知らせる必要があります。ただし、児童虐待やいじめ被害など、「児童生徒の生命・身体や財産の安全が脅かされることが予想される場合」、「児童生徒と連絡を取ることが困難であり、その身边に危険が及ぶことが想定され、保護者との連携も難しい場合」にはこの限りではありません。

Q19 「連絡票」の受理、「相談票」の提出にあたり、本人、保護者への口頭での通知は、どれくらいの期間で行えばよいのですか。

A 「相談票」の提出後、即日か翌日を原則としますが、休業日をはさむ場合はこの限りではございません。事前に提出する旨を伝えていただく方法もございます。

Q20 本人、保護者への口頭での通知に順番はありますか。

A 特に順番はありません。同時に通知することが原則ですが、指導をしていく上で検討した結果、時期がずれることも想定されます。

Q21 本人・保護者に通知しない場合はどのようなものが考えられますか。

- A
- 児童虐待に関する事など、保護者に伝えることで児童生徒の危険がさらに大きくなる場合
 - いじめに関する事など、いじめの状況が悪化することが想定される場合
 - ネット上のトラブルなど、誹謗中傷などの書き込みの状況が悪化することが想定される場合

などが考えられます。

【その他】

Q22 「実施要領」の中で「不利益な取り扱いにならないとする」とありますが具体的にはどのようなことですか。

A 進路選択に際し、受験校や進学先の学校に情報提供がされたり、学習活動の評価に影響したり、高等学校の特別指導が実施されるなどが考えられます。不利益な扱いとは、これら一切のことを示しています。

Q24 緊急に判断しなければいけない事案にはどのようなものが考えられますか。

- A
- 児童生徒の欠席や家出等が続く中で、安全確保が急務にもかかわらず、保護者の協力が得られない場合
 - 突然、児童生徒の居場所が分からなくなり、すぐに保護者の協力が得られない場合
 - 児童虐待等、児童生徒に危険な状況が迫っている場合
 - 複数の学校間でのトラブルがおりそうな情報を得て早急に対応が必要な場合
 - 児童生徒が児童買春などの被害を受けそうな情報を得たが、保護者の協力を得ることが難しい場合

などが考えられます。

27 川教指第 1 6 8 4 号
平成 27 年 10 月 20 日

川崎市立学校長様

川崎市教育委員会
指導課長

児童生徒の健全育成のための学校警察連携制度の運用に関する
保護者への周知について（依頼）

日頃から教育委員会の諸事業にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、教育委員会ではこの度、児童生徒の健全育成に向けて犯罪被害防止や非行防止の取組を一層充実させるために、神奈川県警察と「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を締結いたしました。この協定に基づき 11 月 1 日から学校警察連携制度の運用が開始されます。

つきましては、別添文書をもちまして保護者の皆様への周知をお願い申し上げます。

【担当】

学校教育部指導課
吉村 尚記
044-200-3247

市立学校の保護者の皆様

川崎市教育委員会

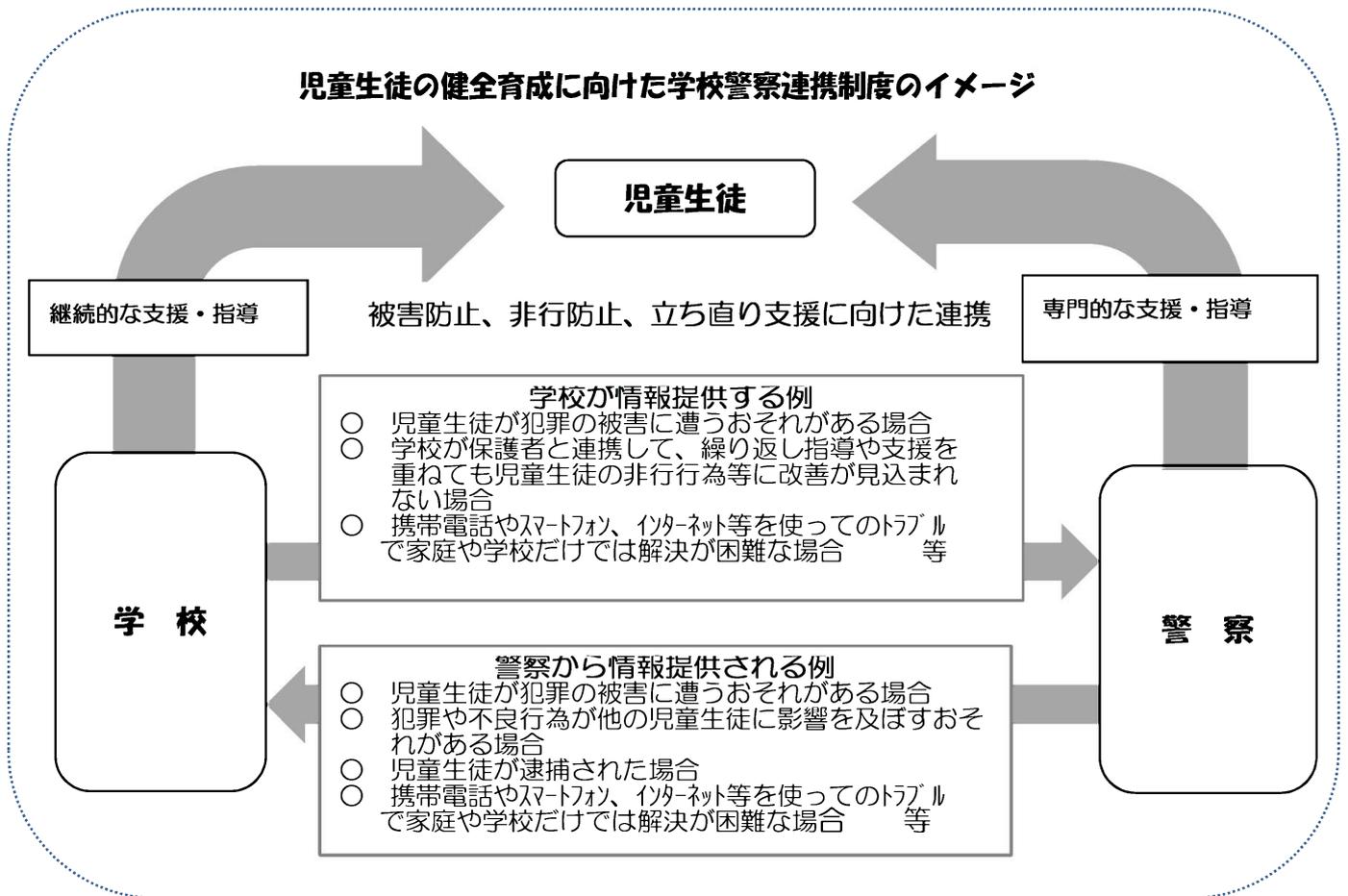
児童生徒の健全育成のための学校警察連携制度の運用についてのお知らせ

教育委員会では児童生徒の健全育成の一層の充実を目指し、神奈川県警察と「相互連携に係る協定」を結びました。この協定に基づき、本年 11 月 1 日から学校警察連携制度の運用を開始いたします。

この制度は、児童生徒を「犯罪被害から守ること」や「非行防止」、「非行からの立ち直り支援」のために、各学校及び教育委員会と警察とが児童生徒に関する情報を共有し、連携して児童生徒への支援や指導を行うためのものです。

児童生徒が抱えている課題について、警察と連携することにより、解決につながると判断した場合に、児童生徒の氏名や課題の概要等の情報を共有し、学校、家庭と警察が協力して児童生徒への支援・指導体制の充実を図り、課題の解決へとつなげていきます。

教育委員会では引き続き、各学校における児童生徒の健全育成の充実に努めてまいります。保護者の皆様におかれましては、本制度へのご理解とご協力をお願い申し上げます。



【お問い合わせ先】 教育委員会指導課 044-200-3247